

総合教育会議傍聴要領

傍聴手続き

傍聴希望者は、次のとおり傍聴手続きをとってください。

- 1 会議当日、会議開催場所にて、会議開始30分前から受付を開始します。会議開始10分前までに受付を済ませてください。
- 2 公開を予定しておりますが、正式には、当日の会議にて決定し、決定次第公開入室していただく予定です。
- 3 会議開始10分前に傍聴希望者が6名を超えた場合は、抽選にて、傍聴者を決定します。
- 4 会議開始10分前の時点で傍聴希望者が6名に達しない場合は、6名に達するまで、途中入室は可能です。

傍聴人の定員

- 1 傍聴人の定員は、6名とします。

傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守してください。

- 1 市長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
- 2 会議場において、発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- 3 旗、のぼり、プラカード、楽器等を使用した示威的行動をしないでください。
- 4 写真、映画等を撮影し又は録音をしないでください。ただし、特に市長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- 5 会議場内で飲食又は喫煙等、他の傍聴人の迷惑になるような行動をしないでください。
- 6 その他会議の進行を妨げるような行動をしないでください。

傍聴人は、次の事項にご協力をお願いいたします。

- 1 会議資料は、市ホームページに公開するため、閲覧といたします。

会場の秩序維持

傍聴人がこの要領に違反したときには、退場していただくことがあります。